

○津山工業高等専門学校福利厚生委員会規程

〔平成18年2月28日〕
規程第26号

改正 平成26年2月19日規程第1号 平成28年2月17日規程第11号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校に、教職員宿舍の運営及び教職員の福利厚生事業の実施を目的として、津山工業高等専門学校福利厚生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教職員宿舍への入居基準、入居者の選考等教職員宿舍の運営について必要な事項
- (2) 教職員のレクリエーション行事の計画及び実施に関すること。
- (3) 共済組合厚生費のうち、レクリエーション活動に関する経費の使用計画に関すること。
- (4) その他、教職員宿舍の運営及び教職員の福利厚生に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各専門学科から推薦された教員各1人
 - (2) 一般科目から推薦された教員2人
 - (3) 事務部長、総務課長及び学生課長
 - (4) 技術部から1人
 - (5) その他校長が必要と認めた者
- 2 前項の委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員が委任した者が、代理として出席することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を

代行する。

(任期)

第5条 第3条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見聴取)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月19日規程第1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日規程第11号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。